

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6242	パネル型データ表示機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式	
H7-44A	【インターホン】表示機付き	
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)	
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)	
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)	
J7-330	生体現象監視検査用機械器具	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
テレビ受像機	モニターテレビ受像機	
<b>定義</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表示機のうち、液晶、プラズマ等を用いたパネル状のディスプレイを有するものを分類する。</li> <li>・パネル状か否かはディスプレイの厚み等から判断する。</li> <li>・記録再生機器付きを含む。</li> </ul>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。</li> <li>・小型、埋込み・取付型、複数映像表示部付きを除く。</li> <li>・電子計算機付きは、H7-72代に分類する。</li> <li>・GPSと一体になったものは、H7-6244に付与する。</li> <li>・金銭登録機は、J4-6代に分類する。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		

H7-6242に分類されるものは、Dターム:AA又はABの何れかを必ず付与する。

H7-6240~6241に優先して付与する。H7-6243~6246に非優先。

■ H7-624代(データ表示機)と、H7-725(データ表示機付き電子計算機)との関係

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例: PDA等)として一般的に販売されるものはH7-725に分類する。

【具体例】

①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、

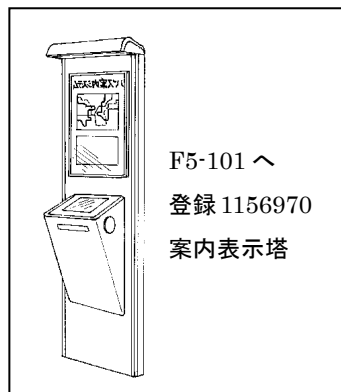
一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの →H7-624代

一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの →H7-725

■ F5-1代との関係

データ表示機のうち、公共の場で使用され、不特定多数の者に対し広告、情報を一方的に表示するものをF5に分類する。

一時的に特定の者に対し占有状態で使用される状態があったとしても、それ以外の状態において上記の性格を強く有するものはF5に分類する。



■ J7-330(生体現象監視検査用機械器具)との関係

医療用表示機については、意匠に係る物品及び意匠の説明より、その用途・機能が医療用機械器具(医療施設において、診断、治療及び機能回復のために使用する機械器具及び設備品)であると判断できるものはJ7に分類する。医療用以外の用途にも使用する表示機や汎用の表示機はH7に分類する。また、画像デザインについても同様に本体の用途・機能に基づいて分類する。

過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機